

3 教育長報告

教育長：本日は、報告事項が5点あります。

1点目は、長谷川帝勝選手の市民栄誉賞についてです。ミラノ・コルティナ冬季オリンピックでスノーボードスロープスタイルに出場し、銀メダルを獲得した岩倉市出身の長谷川帝勝選手が3月24日に市役所を訪れ、凱旋セレモニーを開催しました。セレモニーでは、世界を舞台に活躍し、市民に深い感動と明るい希望を与えてくれた功績をたたえ、市民栄誉賞を贈呈しました。長谷川選手は、非常に岩倉愛が強く、感謝の心が強い人だと思いました。

2点目は、教職員の人事異動についてです。定期人事異動については、本日、新聞発表されましたが、臨時教育委員会でお諮りしたとおりです。その中で教育委員会事務局が関係するところとしては、柴田指導主事が岩倉南小学校の教頭へ赴任をします。後任には五条川小学校から鬼頭教諭が赴任しますのでよろしくお願い致します。教育長の専決事項として事務局で執行している出産休暇、育児休暇等に伴う人事ですが、下半期の現状を報告いたします。10月以降では、新たに出産休暇を取得した教員は小学校1名、中学校1名で、合計で2名です。現在も産休中である教員は2名です。新たに育児休暇を取得した教員は2名で、現在育児休暇中の教員は小学校9名、中学校3名で合計12名です。また、新たに療養休暇を取得した教員は小学校1名、中学校3名で、合計4名です。その中でまだ1名は療養中です。新たな休職者は1名ですが、現在休職中の教員は小学校1名、中学校1名で、合計2名です。それぞれに代替教員を任用している状況ですが、まだ1名見つからない状況です。

3点目は、部活動の地域展開についてです。これまでもお話ししてきたことですが、岩倉市では指導者などの条件が整った種目から順次休日の活動を地域展開していく方針です。令和8年度からは、陸上部の休日活動を認定地域クラブ活動として行います。そのため、これから陸上競技大会とか駅伝大会へ出場したい中学生は、岩倉スポーツクラブに加入して、認定地域クラブであるランニングトレーニングクラブで活動することになります。岩倉スポーツクラブは年会費が2千円となりますが、休日指導にかかる謝金など必要経費については、企業からの協賛金を充てていく予定としています。教育委員会には総括コーディネーターを置いて、安全管理や活動内容の調整などを行っていく予定です。

4点目は、PTA組織の適正化についてです。これまで教育委員会においても何度もご指摘をいただいてきましたが、現在、全国的にPTAへの加入や会費徴収のあり方について任意性や個人情報扱いなどの観点から見直しされつつあるところですので、この流れを受けて、本市でもすでにPTA規約に任意加入であること等を明記するなど対応してきたところですが、まだ不十分な点もありましたので、今年度、各学校でPTA役員の皆さんと話し合いを進め、今のところすべての学校で入学説明会のときにPTA会長からPTAが任意加入であるということを保護者に説明するとともに、加入辞退の意思を表す仕組みなどを整えました。また会計処理を代行するに当たっての委任関係や、個人情報の取り扱い等についても、PTAと学校の間で覚書を交わして明文化するということまで進んできましたので、ご承知おきください。

5点目は、教育委員会委員の交代と役割分担についてです。押谷委員は、令和8年3月31日をもって任期が終了するため、本日が最後の委員会となります。9年3か月にわたる功績に心から感謝申し上げます。後任は、いのうえ耳鼻咽喉科の井上伸氏です。3月議会で既に同意されていますので報告いたします。丹葉地方教育事務協議会の事務局は、来年度から2年間、扶桑町から犬山市に移ります。次年度の教育委員会委員の役割分担を決めておきたいと思っております。教育長職務代理者は引き続き松本委員にお願いしたいと思っております。丹葉地方教育事務協議会に出席する委員は大村委員と浅美委員に、議事録署名者は三須委員と井上委員にお願いしたいと思っております。なお、井上委員の辞令交付式が4月1日午後1時30分から市役所5階の応接室にて行われますが、それに先立って、午前10時から教職員辞令伝達式がございますので、委員の皆様で都合がつく方は参加いただければと思います。

報告は以上です。

4 協議事項

議案第9号 学校薬剤師の委嘱及び解職について (学校教育課) 原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第9号議案「学校薬剤師の委嘱及び解職について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第9号議案「学校薬剤師の委嘱及び解職について」は、承認します。

議案第10号 岩倉市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課) 原案どおり承認

押谷委員：経験年数が長い方もおみえですが、長い方がいると組織が衰退してしまうのではないのでしょうか。他に代わる人はいないですか。

事務局：他に見つからない状況はあります。現委員長は、長年、社会教育委員の会議の委員長を担っていただいておりますが、なかなか社会教育委員の会議を引っ張っていけるような方が他に見つからず長くなっている状況です。

押谷委員：長い方がいらっしゃると、新しく入ってきた委員の方は意見が言いつらくなってしまうのではないかと思います。どのような組織でも長期単独政権になってしまうと流れが一貫してしまうので、人が見つからないことは分かりますが、後継者をつくっていかないといけないと思います。

事務局：ご意見を参考にさせていただきます。

松本委員：40代、50代の方は現役で働いていらっしゃるのですが、このような会議などになかなか参加しにくいという状況があるため、リタイアした方がどうしても長く続けるということになっているのではないかと思います。

教育長：社会のスタイルが変化してきているため、現役の時からこのような会に所属でき長く続けられる方は、大分、減ってきていると思います。大体、仕事を辞めてから参加する人しかいなくなってくるので、必然的にローテーションが早まってくるかとは思いますが。一方で、10年くらい続けていただかないとその会の性格や仕組みが分かってくれないので、例えば、岩倉市に発表が回ってきたときに、ある程度経験がある人が発表していただくとか議長を担っていただくような場面もありますので、一定、長く続けていただく方も必要かと思えます。新陳代謝が適度にあることが大事だと思います。

松本委員：経験が長く、前から変わったところを知っている方がいると会議で話が展開していくので、一定、経験の長い方も必要ではないかと思えます。

教育長：第10号議案「岩倉市社会教育委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第10号議案「岩倉市社会教育委員の委嘱について」は、承認します。

議案第11号 岩倉市スポーツ推進委員の委嘱について (生涯学習課) 原案どおり承認

教育長：こちら先議案第10号と同様の問題があるかと思えます。先ほど、ご指摘をいただきましたが、経験年数が長すぎることは問題だということは一つの課題であると認識しておきたいと思えます。第11号議案「岩倉市スポーツ推進委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第11号議案「岩倉市スポーツ推進委員の委嘱について」は、承認します。

議案第12号 岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について (生涯学習課) 原案どおり承認

申請者 岩倉市国際交流協会 代表者 内藤 和子

事業名 言葉にすれば願いは叶う

目的 同時通訳者から「言葉」についての講演を聴き、「言葉」の理解を深める。

実施日時 令和8年4月26日(日) 午後3時～午後4時

開催場所 岩倉市生涯学習センター 研修室 1

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第 12 号議案「岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第 12 号議案「岩倉市教育委員会後援名義の使用許可について」は、承認します。

5 報告事項

(学校教育課)

- ・なし

(生涯学習課)

- ・令和 7 年度青少年に関する生活実態調査報告書について

この報告書は、家庭生活、地域社会との関わり、体験活動及び規範意識について実態を把握し、今後の本市の青少年健全育成活動を推進していくにあたり基礎資料を得ることを目的に、市内中学校 2 年生を対象に実施したアンケート調査の結果を取りまとめたものである。この調査は、平成 22 年度から隔年で実施しており、令和 6 年度からは毎年度実施している。報告書は、学校や青少年健全育成活動に携わる団体に配付するほか、市ホームページに掲載する。

- ・令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動について

生涯学習グループに配属している金森社会教育指導員の退職に伴い、後任には五条川小学校長を退職される渡辺氏、岩倉東小学校長を退職される横山氏が配属される。スポーツグループでは、令和 8 年度から新たに地域クラブ活動総括コーディネーターとして岩倉中学校長を退職される櫻井氏、教育支援センター「おおくす」に配属されている有尾氏、社会教育指導員を退職される金森氏の 3 名が配属される。

- ・第 13 回いわくら市民健康マラソンについて

3 月 1 日(日)に開催したいわくら市民健康マラソンの参加人数は、2.7 km コースでは申込人数 793 人に対し 747 人、4 km コースでは申込人数 440 人に対し 422 人、両コースの合計 1,233 人の申込人数に対し 1,169 人が参加した。前年度と比べ申込人数は 83 人の増、参加人数は 75 人の増であった。

- ・織田伊勢守信安公、山内一豊公の追悼会及び山車巡行について

3 月 28 日(土)にいずれの行事も無事開催することができた。

(令和 8 年 4 月行事予定について)

- ・予定表のとおり

(その他)

- ・なし

6 自由討議

浅美委員：中学校部活動の地域展開の取組が進んでいると思いますが、大会自体のあり方は変化していくのでしょうか。

教育長：部活動の大会には、これまで中小学校体育連盟や種目別の連盟の大会などに学校単位で登録し、学校単位で大会を行うものでしたが、地域展開をしていくにつれ、その中に地域クラブが入ることになります。しかし、何でもよいということになると広域から優秀な選手を集めた団体が一人勝ちするということもあり得るため、その辺を区別するために国がガイドラインとして地域クラブの認定制度を整えています。民間の活動と地域クラブの活動は、ある程度分けようということにな

っています。競技によって違いますが、指導者がその種目の指導者資格を取らないと、競技団体に参加できないということもありますので、そのような資格を持った人がいる団体を認定するか、或るいはそのような指導者がいない場合、平日は学校に部活動は残りますので学校から大会参加の申し出を行い、実際には地域クラブが参加するということになると思います。仕組みとして、ほとんどの大会や練習試合を含めて対外試合は、土・日曜日に実施されますので、土・日曜日は地域展開していき平日は学校に残るため、メインの活動は土・日曜日となり、指導者からの指導が優先していく形になっていくと思います。岩倉市は中学校2校のみですが、中学校が多い市ですと地域クラブが少数しかない場合は平日のメンバーとは違う仲間で休日の活動や試合を行うこととなり、平日と休日の活動が連続しない場合が生じてくるのが若干問題視されています。岩倉市はそういうことがないように、当面は受け皿がしっかりできたところから順次、部活動を地域展開していこうということで、岩倉市は少し遅れています。しっかり整ってから地域展開していくため、令和8年度に陸上部、令和9年度に柔道部とサッカー一部、その他の種目はこれから整えていこうと思っています。大会のあり方そのものは、当然、変化していきますので、これまでのように学校が主体でなくなってくると、令和9年度から愛知県中小学校体育連盟の全国大会では水泳の種目が無くなるなど、競技人口が少ないとそうっていきます。全国大会が無くなるということは、東海や県や西尾張の大会も順次無くなっていくことになります。一番の問題は、大会運営です。今までは教員の労力奉仕で審判をやる、会場設営を行う、怪我の対応をするなど、すべて教員が運営を担ってききましたが、教員は平日だけとなると大会運営ができなくなり、子どもたちの実力を発揮する場が無くなることとなります。それはできるだけ避けたいので、市町によって温度差はありますが、地域の指導者が育つまではできるだけ教員が関わるようにしようというのが、大方の方針ですが、そんなにうまくいっていないところもあって、子どもが今まで通り希望する種目をやろうとすると参加費が発生するという地域もあって、それなら平日だけでいいといって休日の活動は辞めてしまう子どもも出てきたりして、持続可能性という点で問題が生じています。今までは全国大会までつながる大会が実施されてきましたが、もともとスポーツで身を立てようという子はほとんどクラブチームにすでに所属しています。アンケートを取ってみると、多くの子どもたちは身近なところでスポーツを楽しめて、力試しもできる環境があるとよいというのが大半です。大きな大会ではなく、練習ができる環境さえ整っていけば、子どものニーズに合っているのではないかという方向性も見えてきています。大会のあり方という、大会ではなく練習会みたいなものが主流になっていくということが、変化の方向としてあります。しかし、やりたい種目があって、やってみたらおもしろくて、やはりうまくなりたくて、練習に打ち込めて、練習したら力試しもしたくて、そのときに対戦相手がいる、そういった環境をできるだけうまく整えていきたいと思っています。なかなか難しいですが、中小学校体育連盟等と協議しながら進めていきたいと思っています。

浅美委員：先日、中学生の息子の試合がありましたが、その試合に出場していた江南市の中学校1年生の生徒が試合に負けて号泣していたという話を聞きました。なぜその子が号泣していたかという、来年はもう自分の学校からは試合に出場できない、ということで悲しくて泣いていたということでした。

事務局：江南市は、自校の選手として出場できるのは令和8年の夏の大会までで、それ以降は、全種目、学校単位でなく、江南市からの合同チームとして出場することになると聞いています。

松本委員：もし土・日曜日に練習したい生徒は、クラブチームに入らないといけないということでしょうか。

事務局：江南市は1回500円の参加費を払って地域クラブに入り、練習することになると思います。

松本委員：地域クラブに入れば試合に出場できる可能性はあるということですか。

事務局：学校単位ではないですが、地域クラブとして出場できます。

三須委員：岩倉市はどのような状況ですか。

教育長：岩倉市は、陸上部が休日の地域展開をするといっても、平日の陸上部は両中学校に残っていますので、日本陸上競技連盟には両中学校から所属し、岩倉中学校、南部中学校として試合には出場します。例えば、駅伝のようなチームスポーツで人数が足りない時は、岩倉ラントレ部と

して出場します。休日と平日でメンバーが異なる事態はできるだけ避けたいので、種目による競技生徒数によって、一つにまとめられるものは岩倉のチームとして出場し、生徒数が多い種目については学校毎に出場するという環境をできるだけ維持していきたいというのが私の思いです。

三須委員：息子は小牧のクラブチームに所属していますが、岩倉の中学校で、例えばバスケットボール部に入りたいといった場合、どちらのチームから試合に出場することになりますか。

事務局：どちらのチームから出場するかは、本人の意思によります。

三須委員：自分で選べるということですか。

事務局：種目によりますが、バスケットボールは選べると思います。

教育長：大会の扱いについては、国のガイドラインも示されるのが遅いですし、大会のあり方に至っては少しずつ整えている段階です。愛知県の場合は、今は過渡期ですので、ものすごく強いチームでも県大会に出場できますが、国が認定地域クラブのガイドラインを示しましたので、認定されないクラブチームがあるとすると出場できなくなったりすることもあるかと思っています。岩倉市においては、岩倉市が認定する地域クラブの所属員は、岩倉市在住の子どものみに限ろうと考えています。種目によって個別具体となり、統一できないです。

事務局：サッカー部は、すでに合同チームで大会に出場しています。

松本委員：私の教えている子に、中学校に入ったら部活には入らず、クラブチーム一本でいっている子がいました。

教育長：クラブチームに入ってやりたい、あるいは入れる家庭環境にある子は、それでよいと思います。そうでない子が、身近なところで運動、あるいは文化活動ができるという環境をどうやって保持していくかが、学校教育の役割だと思っています。

押谷委員：今日で定例教育委員会が最後となりますので、いくつか意見を述べさせていただきます。自由討議で話したことが、今日みたいに結論ができればよいですが、途切れてしまうことがあるため、自由討議で出た質問等については次の定例教育委員会の際に文書化するなどして回答いただけるとよいと思います。また、先ほどの教員の産休育休の話になりますが、産休育休中に給料は出るのでしょうか。

事務局：産休は出ます。育児休暇は3年取得できますが、取得中は手当が出るかと思っています。

押谷委員：インターネットの情報で、育児休暇を取得してその後辞めていく人がいると話題になっていましたが、岩倉市はそのような人はいますか。

事務局：ほとんどいないと思います。育児短時間勤務制度もあって休暇も様々な形で取得できるようになっています。

押谷委員：それでは復帰率は高いですか。

事務局：高いと思います。

押谷委員：4月から交通反則通告制度（青切符）が導入され自転車の交通ルールが厳しくなりますが、岩倉中学校の生徒の自転車が歩道に乗り上げているところを見かけますが、それは違反になりませんか。学校でのルールづくりはどのようになっていますか。

教育長：警察から詳細な資料はいただいている、中学校にも配付しています。教育もしていると思います。

押谷委員：P T A組織の適正化については、適正化が進んだということで非常に良かったと思います。入会の意志の確認は紙面で行う方がよいと思いますし、個人情報の流用の確認や入会しないことにより子どもが不利益を被らないなど、明文化しておく必要があると思います。またP T Aに入会せず会費を払っていない場合は、P T Aがお金を出していることに関しては有償になる等、ルール決めにしっかりしておくことも重要だと思います。P T Aで持っている情報は公開し、それでP T Aが存続不能になるようであれば別の組織を立ち上げないといけないと思います。低学年の朝の付き添いや見守りは必要だと思いますので、何らかオープンな形で改善していければよいと思います。

教育長：P T Aの適正化については、校長会で情報を共有し、各学校においてP T A役員と話し合いを積み重ねてきました。規約を改正したり、説明をするなど、最後に教頭会で情報を共有し

て、時間はかかりましたが、すべて書類も整えて、制度も整えることができました。これで法的に問題になることはないのではないかと思います。ただ時代の流れで、保護者の方々が今までのようにPTA活動にすべて従事していくということも難しさを伴ってくるので、コミュニティ・スクールを導入していますので、できないことは地域学校協働活動が代替していく流れも学校によっては少しずつ出てきています。例えば、岩倉南小学校ではこれまでPTAが主催していたバザーを、PTAの役員さんがとても大変なので今年はやらないと言ったら、地域学校協働活動の人たちがこの行事は子どもたちにとってとてもよいことだからと言って、今年も地域学校協働活動の人たちが代わりに開催されました。PTAにしても子ども会にしても、そのようにしていかないと継続していくことが難しいと思います。そのためのコミュニティ・スクールだと思います。熟議を重ねなければいけないので、時間はかかります。

教育長：次回は令和8年4月22日（水）、午後1時30分から岩倉市役所7階、会議室7で開催します。以上で令和8年3月定例教育委員会を閉会します。

会議録記載事項は、上記のとおり承認し、ここに署名いたします。

令和8年4月22日

岩倉市教育委員会教育長

岩倉市教育委員

岩倉市教育委員

作成した職員
学校教育課主幹
